

農地法第4条及び第5条の違反に係る対応方針

2026年9月1日 福山市農業委員会

本市は、農地法第4条及び第5条の違反、いわゆる違反転用が重大な法律違反行為であり、違反行為から時間の経過とともに解決が困難になることを考慮し、本対応方針を定め対応するものとする。

1 違反転用の確認

農地法第30条に規定する農地利用状況調査又は住民からの通報等により違反転用の疑いのある案件を知った場合は、ただちに違反転用者及び土地所有者等に事実関係を確認する【様式第1号】。

2 是正指導

違反転用の事実を確認した場合、ただちに期限を定め、口頭又は文書により是正を指導し、期日までに指導に応じない場合は、文書により勧告する旨を通告する。また、指導状況を記録する。

なお、原状回復に要する期間は是正に必要な標準的工期、周辺農地の営農への影響及び自然・社会状況等を総合的に勘案して決定する（以下同様）。

ただし、許可基準を満たしており、追認許可できる案件であると判断した場合は農地転用許可申請書の提出を求めるものとする。

なお、追認許可する場合は、再発防止の観点から違反転用者に対して始末書の提出を求める。

3 勧告

期限までに是正指導に従わない場合は、ただちに文書により期限を定めて是正を勧告する【様式第2号】。

また、併せて継続的に状況確認及び指導を実施し、指導状況を記録する。

4 是正方針の決定

勧告後の状況確認により改善が見られない場合は、農地法第51条の処分又は命令を行っても是正されない場合の対応をあらかじめ決定する。具体的には、告発、行政代執行のいずれか又は両方を行うかを決定する。また、この決定は、勧告で定めた期限に至るまでに行う。

決定に際しては、県を経由し農林水産省と協議するとともに、関係する他法令の関係部局及び告発のため検察官又は司法警察員とも連携する。

なお、決定の判断基準は「農地法第 51 条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」（2026 年 9 月 1 日 福山市農業委員会）により別途定める。

5 処分又は命令

勧告に従わないため処分又は命令を行う場合は、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の手続きを経て、配達証明郵便により処分又は命令の通知を行う【様式第 3 及び第 4 号】。

なお、定めた期日までに処分又は命令に従わない場合は告発、原状回復等の行政代執行のいずれか又は両方を行う予定であることを明記する。

処分：許可の取消し、許可の条件の変更、新たな条件の付加

命令：工事その他の行為の停止、相当の期限を定めて原状回復等の命令

6 履行状況の確認

処分又は命令内容の履行状況を随時確認及び指導し、履行を完了したときはその旨を書面により届出をさせるとともに現地確認を行う。

7 告発及び行政代執行

処分又は命令に従わない場合は、4 によりあらかじめ決定した是正方針に基づき対応する。

8 その他

農地法第 51 条第 1 項各号に該当する者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことから、新たな農地法第 3 条第 1 項の許可は行わない。

(様式第 1 号)

違反転用事案確認書

年 月 日

農地法第 51 条第 1 項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり確認した。

調査年月日	平成 年 月 日	違反転用発生年月日	平成 年 月 日		
違反転用の内容					
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積	
			登記簿		現況
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称	住 所	職 業	備 考
	土地所有者				
	一般承継人				
	転得者				
	工事請負人				
	工事下請人				
転用許可処分の内容	許可年月日				
	許可権者				
	許可に係る転用目的				
	許可に付した条件				
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏 名	住 所	職 業	
違反転用に至るまでの経過					
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況					
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況					

土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)				
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積	施行時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会をとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					

- (添付書類)
- 1 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)
 - 2 位置図及び周辺状況図

(様式第2号)

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

福山市農業委員会会長 ○○ ○○

貴方は、次のとおり、農地法第51条第1項第 号に該当しているので、○○年（令和○○年）○○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	摘 要
			登記簿	現 況		
法第51条第1項に 該当する内容及 びその理由						

(様式第3号)

処 分 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

福山市農業委員会会長 ○○ ○○

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市農業委員会会長(〒720-8501 福山市東桜町3番5号)に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福山市を被告として(訴訟において福山市を代表する者は、福山市農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注意) 処分の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣に対する審査請求の教示を添付すること。
(第1部第2章第2節2(4)ウ②を参照) ただし、指定市町村にあっては、知事に対する審査請求の教示を添付すること。(第1部第2章第2節2(4)ウ③を参照)

(様式第 4 号)

命 令 書

番 号

年 月 日

違反転用者名

福山市農業委員会会長 ○○ ○○

農地法第 51 条第 1 項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会へ届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかったときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会へ提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第 51 条第 3 項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴方（貴社）から徴収することがあります。

〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市農業委員会会長(〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号)に審査請求書(同法第 19 条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 53 条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和 25 年法律第 292 号)第 25 条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福山市を被告として(訴訟において福山市を代表する者は、福山市農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注意)処分の面積が 4 ヘクタールを超える場合は農林水産大臣に対する審査請求の教示を添付すること。
(第 1 部第 2 章第 2 節 2 (4) ウ②を参照)ただし、指定市町村にあっては、知事に対する審査請求の教示を添付すること。(第 1 部第 2 章第 2 節 2 (4) ウ③を参照)

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。